

再就職状況の公表について

令和7年8月29日

職員の退職管理に関する条例（平成23年大阪府条例第6号）第5条第2項、職員の退職管理に関する規則（平成28年大阪府人事委員会規則第1号）第24条及び大阪府退職予定者人材バンク実施要綱第8条の規定に基づき、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの再就職届出の状況について公表します。

※管理職職員又は勤続期間が20年以上である職員であった者（平成26年3月以前の退職者については管理職であった者）は、職員の退職管理に関する条例第4条及び職員の退職管理に関する規則第22条第2項の規定に基づき、離職後5年間（平成26年3月以前の退職者については離職後2年間）に再就職した場合、再就職先の名称等を届け出ることが義務付けられています。

1 再就職状況公表者数

〔参考〕 令和6年度の管理職退職者数

	公表者数		うち人材バンク制度を利用した者	
		うち管理職		うち管理職
知事部局等※	115名	81名	86名	55名
府立学校	23名	21名	7名	6名
府警察本部	52名	52名	52名	52名
合計	190名	154名	145名	113名

	退職者数
知事部局等	59名
府立学校	41名
府警察本部	52名
合計	152名

※知事部局等には、他の任命権者（府議会議長・教育委員会（府立学校を除く）・選挙管理委員会・代表監査委員・人事委員会）を含んでいます。

2 主な再就職先ごとの内訳（注）

	※1 指定出資法人		※2 職員を派遣している団体		※3 指定出資法人の子法人等		※4 府が財政的援助をしている法人		※5 行政上の処分に関する事務に職務として携わった法人		国及び他の地方公共団体		その他の民間企業（株式会社・有限会社）		左記以外の法人		合計	
	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用	公表者数	うち人材バンクを利用
知事部局等	31名	29名	2名	2名	0名	0名	27名	19名	0名	0名	20名	16名	17名	11名	19名	9名	116名	86名
府立学校	0名	0名	0名	0名	0名	0名	14名	6名	0名	0名	4名	0名	0名	0名	5名	1名	23名	7名
府警察本部※6	0名	0名	1名	1名	0名	0名	5名	5名	0名	0名	1名	1名	35名	35名	11名	11名	53名	53名
合計	31名	29名	3名	3名	0名	0名	46名	30名	0名	0名	25名	17名	52名	46名	35名	21名	192名	146名

注：表中の値は、再就職先の延べ人数となるため、「1. 再就職状況公表者数」の値とは一致しない。

※1：大阪府職員基本条例（以下「条例」という。）第32条第1項第1号「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成18年大阪府条例第71号）第2条第1項に定める出資法人等」

※2：条例第32条第1項第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪府条例第71号）第2条第1項に規定する団体（前号に掲げるものを除く。）」

※3：条例第32条第1項第3号の「出資法人等が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人として規則で定めるもの」

※4：条例第32条第1項第4号「府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人（過去2年間のいずれかの年度に府が交付した負担金、補助金若しくは交付金の総額が300万円以上の法人又は府が金銭の出資若しくは貸付けを行っている法人）」

※5：条例第32条第2項「離職前5年間に営利企業又は営利企業以外の法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に係る事務に職務として携わった管理職職員等」は、離職後2年間、当該職務に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。」

※6：府警察本部における警察職員は条例の規制対象外（条例第1条）

・府の指定出資法人について（府ホームページ） <https://www.pref.osaka.lg.jp/o050020/gyokaku/hojin/me>